

Gojo /kai

**Yokohama
Teachers
Mutual Aid
Society
since 1960**



写真提供 / 横浜港大さん橋国際客船ターミナル

目次

よこはま ぶらり散歩	2
互助会を知る	3
新規追加施設等のご紹介	5
ホームページの活用をお願いします	18
1 対象施設を利用するにあたって	7
2 永年勤続退職者旅行券引換券と 退職優待者証	7
3 リフレッシュ補助券と 永年勤続会員旅行補助券	8
4 祝金・見舞金等の給付	9
5 生命保険等	15
6 施設等から見つける早見表	19
7 補助券が使用できる施設等	24
8 会員証による割引優待施設	54
9 互助会からのお知らせ	67
10 全教互からのお知らせ	67

表紙写真

令和6年度互助会ガイドの表紙の写真は、昨年11月から今年1月まで開催された「夜にあらわれる光の横浜（ヨルノヨ2023）」の会場の一つである「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」からの光景です。ヨルノヨ2023は日本でも屈指の広域イルミネーションイベントで夜の横浜臨海部の魅力を光と音楽で最大限に表現しています。写真は、「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」様からご提供いただきました。

今回は横浜港のビュースポットであるこの「横浜港大さん橋」を「よこはま ぶらり散歩」で紹介させていただきました。

よこはま ぶらり散歩

ガイドの表紙は、「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ2023〉」のメインビューポイントとなった「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」の屋上広場から見た、横浜が世界に誇る夜景です。ヨルノヨ2023は、これ以外にも4つのビューポイント「Yコンテナ」である臨港パーク、横浜ハンマーヘッド、自動車道、象の鼻パークや「Yキューブ」の新港中央広場など多くの施設を対象にプロジェクションマッピングやサーチライト、レーザー等により港と光と音楽が混ざり合う瞬間の新しい横浜の夜景を多くの皆さまに提供しました。



今回は、メインビューポイントになった「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」について紹介します。1980年代からクルーズ産業の隆盛に伴い、巨大な船舶を誘致するために1989年

(昭和64年)から大棧橋改修事業が始まり、2002年(平成14年)に新たな横浜港大さん橋国際客船ターミナルが完成しました。1階は約400台の車に対応する駐車スペース、2階は客船のチケットカウンターやショップ、レストラン、休憩エリアを備えます。2階は柱が一切ない開放的な空間で、上を見上げると紙を細かく折り曲げたような不思議な造形の天井が見える、斬新でユニークな建築デザインを楽しむことができます。



また、屋上にはブラジルのイペ材を使用したウッドデッキや芝生で整備されたスペースが楽しませてくれます。この屋上デッキは、「くじらのせなか」という愛称で親しまれており、横浜港を360度見渡せる開放的な素晴らしい空間を提供しています。2006年(平成18年)には「関東の富士見百景」に選定されており、みなとみらいの風景や、天気の良い日は富士山やスカイツリーを見ることができます。3月と10月には富

士山に夕日が沈む「ダイヤモンド富士」も眺めることができます。屋上は、誰もがくつろげる空間として24時間オープンしています。

港湾機能としては、AからDバースを備え、3万トンクラスの客船は4隻、より大きな客船は同時に2隻着岸が可能です。横浜ベイブリッジをくぐれない超大型クルーズ船の解決策として、本牧埠頭や大黒埠頭の岸壁を再整備し、大黒埠頭においては2019年(令和元年)から運用を始めているところです。

横浜港大さん橋は横浜港のビュースポットとしては、見逃すことができない名所だと言えます。是非、皆さまも幻想的な夜景の鑑賞も含めて足を運んでみてください。

互助会を知る



横浜市立学校教職員互助会は、横浜市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校附属中学校及び特別支援学校に勤務する教職員の互助共済及び福利厚生を増進を目的として、昭和35年に設立された団体です。

令和6年度はレクリエーション事業の一層の拡充など、より魅力ある事業を展開していきます。

全会員向け特典

1 元気を回復する

●リフレッシュ補助券

契約施設において、割引等の優待サービスのほか、互助会が発行するリフレッシュ補助券を、旅行や飲食などに使うことができます。(現職8,000円 新採用10,000円)

●東急ハーヴェストクラブ

46～49ページ参照

会員一人あたり年間2室まで、会員制リゾートホテル東急ハーヴェストクラブを会員料金で利用できます。(年間456室保有)

- 演劇・コンサート等の一部補助
- スポーツ観戦の一部補助
- 日帰りバス旅行の一部補助

また、レクリエーション事業として、演劇・コンサート、スポーツの試合、日帰りバス旅行などを手頃な価格でお求めできるよう、チケット代、旅行代の一部補助を行います。



2 優待サービスを使う

- 冠婚葬祭
- 住宅関連
- 割引契約店

54～65ページ参照

契約施設において、割引等の優待サービスを受けることができます。利用可能な優待サービスの内容は契約施設ごとに異なります。



3 子どもの記念日を祝う

- 子どもの誕生
- 小学校入学
- 中学校入学
- 中学校卒業(義務教育修了)

9～14ページ参照

会員のお子さまの誕生、小学校入学、中学校入学、中学校卒業のそれぞれの記念日に合わせて、祝金(20,000円)を給付します。

夫婦ともに会員の場合は、それぞれに祝金を給付します。



4 まさかの時に助け合う

- 傷病で連続30日以上療養
- 勤務中の負傷
- 死亡又は高度障害

9～14ページ参照

ケガや病気で連続30日以上療養となった時には、年1回を限度として、療養見舞金(20,000円)を給付します。

また、勤務中に負傷した時には、療養日数にかかわらず、学校長の認定により、特別給付として見舞金(10,000円)を給付します。

死亡又は高度障害(互助会が定める高度障害状態)になった時には、葬祭等補助金(300,000円)を給付します。



特定の会員向け特典

(任期付職員及び臨時的任用職員は除きます。)

1 自分の記念日を祝う

- 10年勤続
- 20年勤続
- 30年勤続
- 退職(再任用教職員退職除く)

7~8ページ参照

勤続10年・20年・30年を迎えられた会員の方に、旅行補助券等(15,000円~60,000円)を配付します。なお、旅行補助券を同額相当のリフレッシュ補助券に代えることもできます。

また、会員期間10年以上で退職した会員に、勤続年数に応じて、旅行券への引換券(50,000円~130,000円)を配付します。



2 生命保険と上手につき合う

- 団体扱い生命保険

個人で加入している生命保険を団体扱いに変更することで、保険料が割引になり、毎月の給与から控除されます。

- 生活年金共済

15~17ページ参照

会員及び配偶者が対象となる1年更新の生命保険に加入できます。



加入・会費等

1 加入対象者

横浜市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校附属中学校及び特別支援学校に勤務する教職員等

※教育委員会事務局や国大附属学校等での勤務の期間は対象外となります。

※正規教職員・再任用教職員のほか、任期付職員及び臨時的任用職員も含まれます。

2 加入手続

加入申込書に必要事項をご記入の上、学校長の決裁後、互助会に提出してください。

(新採用教職員の加入手続きについては、所属及び該当職員に別途ご案内しています。)

3 会員証

(1)会員証は1年間有効で、毎年配付する「互助会ガイド」に綴じこんでいます。

会員証は、会員及びその家族が割引契約店等の利用時や補助券の使用時に必要となりますので、大切に保管してください。紛失したときは再発行します。

(2)家族の範囲

①会員の配偶者、子及び父母

②会員と同一の世帯に属し、その会員の扶養家族と認定されている者

4 会費

正教職員及び再任用職員は基礎月収額の4/1000、任期付職員及び臨時的任用職員は基礎月収額の3/1000で、毎月の給料から控除されます。

5 会費の免除

育児休業や病気等による休職で、給与が支給されていない月の会費は免除となります。(手続不要)また、月の初日から末日まで介護休暇を取得して、給与が支給されていない月の会費も免除となります。(復帰後の請求により還付)

6 会員期間の中断

自己啓発等休業、大学院修学休業、配偶者同行休業等の期間は、会員期間の中断となるため、会費の徴収、リフレッシュ補助券の配付はなくなります。

中断期間中に発生した給付金等の請求は、復職後から2年以内での請求が可能となります。

新規追加施設等のご紹介

互助会では会員の皆さまのご要望にお応えして、毎年度様々な業種・業界の企業・施設等と新たに契約を結んでいます。令和5年度中も多くの企業等と新規契約しました。割引やリフレッシュ補助券の使用など、提供されるサービスを上手に活用して日常生活・余暇活動の充実にお役立てください。

今回は、新たに追加された飲食店をご紹介します。ご家族や気の合うご友人と、食事しながら楽しい時間を過ごしてみたいはいかがでしょうか。

この機会にぜひお訪ねください。



1 土間土間

土間土間のこだわり

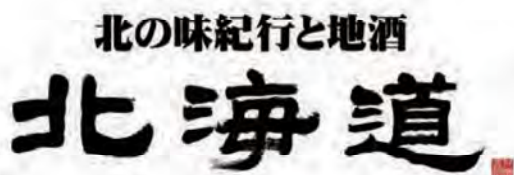
古い日本家屋に見られる「土間」は家族団らんの場。そのイメージから「居酒屋 土間土間」が誕生しました。落ち着いたある暖かな照明で演出した店内は、仲良しの集まりやデート、女子会でご利用のお客様にも個室感覚でゆったりとした時間を過ごせる和みの空間です。

一品一品に真心を込めた、安くておいしい豊富なメニュー、くつろいだ楽しいひと時をお過ごし頂けるよう、お酒とお料理、フレンドリーで気配りに溢れたおもてなしの心でお出迎えさせていただきます。

2 かまどか

日本の美味しさを届けたい。かまどかはひと手間ひと手間を大切にしております。厳選したお米・出汁を使用し、ご注文いただいてから丁寧に炊き上げる創業当初からの名物料理「釜めし」と、焼く、揚げるなど様々な調理方法で鶏の様々な味わいをご堪能いただける「鶏料理」が自慢の居酒屋です。

落ち着いたある空間で、大切な方々との時間を、ゆっくりとお楽しみ下さい。



3 北海道

北海道がここにある

溢れる旨味を豪快に味わう。

北海道を身近に感じられる鮮度抜群の料理を、数多く取り揃えております。

北海道の地酒は肴に合う。

北海道の冷涼な夏季と長期間の寒気は、酒を造るのにはもっとも適した気候です。

広く開放感のある店内で貴重なお食事の時間をゆったりとお過ごしください。

4 ラパウザ

ソースも美味しい！具材たっぷりゆで上げパスタ
デュラムセモリナ粉100%のパスタ使用。具材たっぷり
で一層美味しくなりました。

また、希少性の高いチーズである「ロディジャーノ
チーズ」もふんだんに使用しています。

厳選素材を使用した本格ピザ

高温窯で焼き上げた熱々チーズと厳選素材のラパウ
ザ自慢の本格ピザ。

本場イタリアの味をお楽しみください。



追加された施設等一覧

●リフレッシュ補助券使用可能施設等

	施設等名	業種	割引内容	開始日	掲載頁
1	土間土間	飲食店	割引なし	令和6年4月1日	31
2	かまどか				
3	北海道				
4	ラパウザ				
5	くまざわ書店（4店舗追加）	ショッピング		令和6年1月15日	50

●割引優待施設等（リフレッシュ補助券使用不可）

	施設等名	業種	割引内容	開始日	掲載頁
1	小さなお葬式	葬儀社	会員証の提示 葬儀プランの割引	令和5年9月1日	65
2	よしもと幕張イオンモール劇場	公演	会員証の提示 公演チケット料金の割引	令和6年1月15日	61
3	ルミネtheよしもと				
4	chocoZAP	スポーツジム	会員証の提示 入会金・事務手数料が無料	令和6年4月1日	54
5	Monoclo Marche 【完全会員制ECサイト】	ショッピング	専用サイト プレミアム家電等を割引で 販売		
6	ありあけ		会員証の提示 一定金額以上購入で焼き菓子 1個プレゼント		
7	鎌倉レ・ザンジュ				

※いずれも詳細はホームページをご確認ください。

1 対象施設を利用するにあたって

会員証を提示してください。

割引利用時はもちろん、補助券使用時にも会員証を提示するようにしてください。
会員証を提示できなかった際には優待を受けられないこともあります。

補助券に必要事項を記載してください。

会員番号や氏名の記載漏れが多くみられます。提出する前に必要事項が記載されているか確認してください。

最新情報は互助会ホームページをご覧ください。

このガイドには年度当初の情報が記載されており、それ以降の変更には対応できません。ホームページは定期的に更新されていますので必ず最新の情報を確認するようにしてください。

割引料金の詳細は各施設等にお問い合わせください。

飲食店をはじめ、電話で予約する際は補助券を使用する旨を伝えてください。
補助券を使用する際には事前に予約が必要な施設もありますので、互助会ホームページをご覧ください。

2 永年勤続退職者旅行券引換券と退職優待者証

●配付時期及び配付方法

- 1 令和7年3月末退職予定の方
令和7年3月中旬頃に所属を通じて配付します。
- 2 令和7年3月末以外の退職予定の方
「永年勤続退職者旅行券引換券送付先連絡票」（様式は互助会ホームページからダウンロード）を互助会あてにご提出ください。本連絡票受理後、概ね1か月後にお届出の送付先へお送りします。
なお、旅行券引換券には引換期限がありますので、お手元に届きましたら、至急開封してご確認ください。

●配付金額及び対象者

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）退職者で10年以上勤務し、退職又は死亡した会員期間が10年以上の会員（再任用教職員、任期付職員及び臨時的任用職員は対象外）

対象者	勤続年数	旅行券引換券の金額
10年以上勤務し、退職又は死亡時点で通算会員期間が10年以上の会員 ※再任用教職員、任期付職員及び臨時的任用職員は対象外	10年～19年	50,000円
	20年～29年	100,000円
	30年以上	130,000円

●引換期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

引換期間以外は引換ができませんので、引換期間内に早めにお引換えいただくようお願いします。
なお、令和6年度途中で退職される方には、原則として前年度の旅行券引換券（引換期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）をお送りします。

引換先の取扱旅行会社の各店舗は、年度の途中で閉店や合併などで住所や電話番号が異なる場合が考えられます。また、店舗に行かれる際は事前に各旅行会社のホームページで、来店予約等の確認をお願いいたします。

●退職優待者証の交付

永年勤続退職者旅行券引換券の該当者（死亡退職を除く）には、旅行券引換券に同封してお送りします。優待者証の提示により優待者とその配偶者のみ、割引契約店等（一部除外施設を除き）で会員と同等の条件にてご利用になれます。なお、退職優待者証がご利用になれない施設・店舗等がありますので、互助会ガイド19～23ページ「施設等から見つける早見表」でご確認ください。

3 リフレッシュ補助券と永年勤続会員旅行補助券

●配付時期

6月下旬までに所属経由で配付します。

●配付内容と対象者

リフレッシュ補助券	
毎年度4月1日現在の会員（4月1日採用・転入を含む）	現職：8,000円（1枚1,000円×8枚） 新採用：10,000円（1枚1,000円×10枚）

永年勤続会員旅行補助券（リフレッシュ補助券へ変更可）※		
会員期間10年以上	勤続10年	15,000円（1枚5,000円×3枚）
	勤続20年	55,000円（1枚5,000円×11枚）
	勤続30年	60,000円（1枚5,000円×12枚）

- ・教育委員会事務局への異動者（指導主事等）・国大交流への異動者・他都市への転出者、自己啓発等休業等で会員の資格が中断期間中の方には配付しません。
- ・新規採用・転入の場合は4月末までに加入手続きが完了すると、4月1日加入となり、リフレッシュ補助券の配付対象となります。

※令和6年度の10年、20年及び30年勤続者に対する職務専念義務の免除対象者で、4月1日現在の会員期間が10年以上の会員に配付します。会員期間が10年に達しない会員については、4月1日時点で10年以上になった年度に配付します。

※配付対象者への調査に基づき、旅行補助券の代わりに全額リフレッシュ補助券による配付が可能です。

※任期付職員及び臨時的任用職員は対象外です。

●使用期限

令和7年3月31日まで（31日宿泊分まで）使用できます。

●使用対象施設

互助会ガイド19～23ページの「施設等から見つける早見表」をご覧ください。

互助会ホームページ「<https://hamagojo.com/yutai-search/>」では、最新の情報を確認することができます。

●使用上の注意

- 1 会員本人及び同居する家族が使用できます。同居する家族のみでも使用できます。補助券の券面に会員ご本人の「会員氏名」「会員番号」を記入し、会員証を提示の上、ご使用ください。同居する家族のみで使用する場合も、会員本人の会員番号・氏名を記入し、会員証を提示してください。なお、会員及び同居する家族がともに互助会会員である場合には、それぞれの会員証を提示して、同時に使用できます。
- 2 補助券を他人に譲渡できません。
- 3 支払い金額が補助券の額面未満の場合には、補助券を使えません。
- 4 補助券の使用範囲をよくご確認の上、補助券をご使用ください。補助券が使えない施設で使用した場合には、後日、補助券相当額を事業者と会員の間で直接ご精算いただくこととなります。
- 5 旅行社等で使用する場合、旅行社の日帰りパックには使用できませんが、乗車券や航空券等の購入、定期券の購入など、交通費のみの使用はできません。また、旅行券、ギフト券、観覧チケット等の商品を補助券で購入することはできません。
- 6 予約代行サービス（東急ハーヴェストクラブを除く。）やインターネットの割引サイト等で予約した場合には、補助券は使用できません。
- 7 補助券を使用後にキャンセルした場合には、補助券分の現金での払戻しや、キャンセル料への充当はできません。使用後にキャンセルした旨を補助券の表面に記載してもらい、取扱業者から補助券の返却を受けてください。

有効期間内であれば、この補助券を使用することができます。

4 祝金・見舞金等の給付

請求書の様式は、互助会ホームページ「各種様式ダウンロード」のページからダウンロードしてください。



●給付一覧表

1 一般給付

〈請求書は第8号様式・第13号・第13号の2様式〉

種別	事由	請求者	給付金額等	提出書類
出産祝金	子どもが生まれたとき	会員	20,000円	①給付金請求書 ②請求者と新生児氏名・出生年月日が記載されている下記のいずれかの書類（写しでも可） ・住民票（※1） （住民票記載事項証明書でも可） ・医師が出産したことを証明する書類 （請求者が女性の場合：出生証明書（出生届の右側の書類）等） ・母子健康手帳の出生届出済証明
就学祝金	子どもが小学校又は中学校等に入学するとき（※2）	会員	20,000円	①給付金請求書
義務教育修了祝金	子どもが中学校等を卒業（修了）するとき（※2）	会員	20,000円	①給付金請求書
療養見舞金	病気やけがにより引き続き30日以上休んだとき	会員	20,000円 〈年1回支給〉 （※3）	①給付金請求書 ②医師の診断書（写しでも可）（※4） ③療養期間中の出勤簿等の写し（※5）
葬祭等補助金	会員が死亡又は高度障害になったとき	家族 （高度障害は会員）	300,000円	〈死亡の場合〉 ①死亡診断書、死体火埋葬許可証等の死亡の事実が確認できる書類 ②申請書が同居同一生計者の場合は住民票 ③②以外の場合は、死亡者との関係がわかる戸籍謄本等 〈高度障害の場合〉 互助会が定める高度障害状態に該当することがわかる医師の診断書

※1 住民票、住民票記載事項証明書等は発効日から3か月以内で、証明欄に請求者と新生児氏名・出生年月日、続柄が記載されているものを提出してください。なお、**本籍欄記載事項及びマイナンバーを省略又は抹消**のうえ、添付してください。

※2 中学校等とは、中学校、義務教育学校（後期課程）、特別支援学校中等部及び高等学校附属中学校を指します。

※3 療養見舞金は続けて30日以上休暇等を取った後に、請求してください。療養見舞金は、年1回支給です。次回給付請求は前回の療養期間開始日から1年30日以降となります。（P.10「祝金・見舞金等の請求の際のよくある質問」Q3を参照してください。）

※4 療養見舞金の医師の診断書の代わりとして、母性健康管理指導事項連絡カード（両面の写し）でも可能です。

※5 療養期間中の出勤簿の写しは、教職員庶務事務システムから出力した出勤簿を添付してください。

〈参考〉結婚祝金、災害見舞金、人間ドック受診費用補助等は、神奈川県教育福祉振興会で実施しています。

2 特別給付

〈請求書は第12号様式〉

種別	事由	請求者	給付金額	提出書類
校務災害給付金	勤務中負傷し、学校長が認定した場合ただし、通勤途上は除く（※1）	会員	10,000円	①特別給付金請求書 ②病院の領収書の写し（診断書の写し可）（※2）

※1 災害内容は、病名ではなく、負傷するに至った経緯を3～4行以上でわかりやすく、具体的に記入してください。

※2 領収書、診断書がない場合、公務災害認定の写しでも可能です。

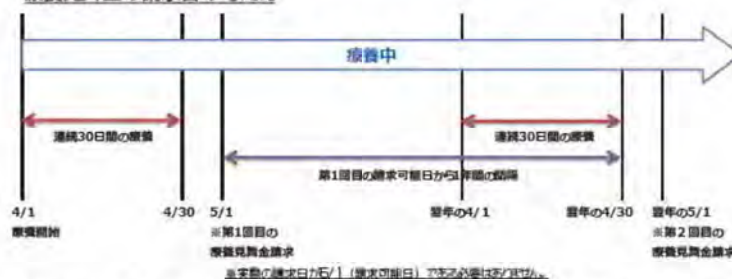
●祝金・見舞金の請求

- 1 給付金請求書（第8号様式）、特別給付金請求書（第12号様式）、葬祭等補助金請求書（第13号様式・第13号の2様式）は、互助会ホームページ「各種様式ダウンロード」のページからダウンロードして使用してください。
- 2 祝金・見舞金等の事由発生後、すみやかにご請求ください。請求期限は事由発生日から2年間となります。
- 3 請求書の提出は、毎月25日で締切ります。
- 4 請求書は、給付の種類及び件数ごとに提出してください。双子等の場合、出産や入学等の祝金の請求書は、それぞれ必要となります。
- 5 請求書は、互助会ホームページ「各種様式ダウンロード」のページに掲載している記入例を参考に作成してください。
 - (1) 請求者ご本人の自署による請求が可能です。ただし、自署でない場合（データ入力する場合、ゴム印使用の場合）は、押印もお願いします。
 - (2) 所属の確認欄についても、校長・担当者欄には校長・担当者ご本人の自署によるサインをお願いします。ただし、「レ」点、ゴム印は不可です。従来の朱肉を使う印鑑の押印でも受付します。
 - (3) 新生児氏名等のフリガナ欄も、必ずご記入ください。未記入、その他不備がある場合、請求書をお返しする場合があります。
- 6 教職員の会員については、給与に加算して支給します。
（給与加算が可能な方が、請求書の「振込先」欄に給与口座以外の振込先をご記入いただいた場合でも給与口座への支給となります。）
- 7 退職等で給与支給がない場合や、教職員以外の会員については、翌月の教職員の給与支給日（原則21日）に、請求者本人の口座に互助会から直接振り込みます。請求書の「振込先」欄に必ず振込口座をご記入ください。

●祝金・見舞金等の請求の際によくある質問

- Q1 葬祭等補助金は家族が亡くなった場合請求できますか。
A1 葬祭等補助金については会員本人のみが対象となっています。会員本人の死亡又は互助会が定める高度障害時に請求できます。
- Q2 療養見舞金の療養期間には、年次休暇や土日祝日等も含まれますか。
A2 年次休暇も含まれます。土日祝日等も含まれますが、療養期間の開始及び終了日の土日祝日等は除外して計算します。
- Q3 病気で引き続き1年以上お休みしています。療養見舞金の請求は1回だけですか。
A3 最初の療養期間開始から1年30日以上続けてお休みしていれば、2回目が請求できます。
※このような場合に限り、2回目の療養期間の開始日が土日祝日の場合は、除外せずカウントします。ただし、終了日が土日祝日の場合（開始日より30日後）は、除外して翌勤務日を終了日とします。

療養見舞金の請求日の考え方



- Q4 育児休業取得中に30日以上療養した場合、療養見舞金の支給を受けられますか。
A4 育児休業取得中であっても療養見舞金の支給を受けられます。医師の診断書及び療養期間中の出勤簿の写しを提出してください。
- Q5 校務災害給付金の請求に添付する病院の領収書は、どのようなものが必要ですか。
A5 受診者の名前が確認できる領収書が必要となります。
- Q6 4月1日に入学する子どもの就学祝金は、3月中に請求書を提出していいですか。
A6 4月1日以降に、請求時点の在籍校から請求書を提出してください。
※4月1日時点で互助会の会員である方への給付のため4月になってから提出してください。

記入例

種類及び件数別に
各一部提出してください。

第8号様式 (10条,11条,12条,13条)

給付金請求書			経由	
提出日 (元号での記入も可) ① 2024年4月1日 ¥ 20,000.- ⑦ 上記の金額を請求します。 横浜国立学校教職員互助会会長			校長	担当者
フリガナを必ずご記入ください。 職名 教諭 ④ フリガナ氏名 ヨコハマ タロウ フリガナを必ずご記入ください。自署をお願いします。			所 属 ② 横浜小 学校	
入力される場合は、押印もお願いします。 氏名 横 濱 太 郎 ③ 1 2 3 4 5 6 7			会 員 番 号 ③ 1 2 3 4 5 6 7	
種 別	記 載 事 項	添 付 書 類		
出産祝金	フリガナ ヨコハマ タロウ 新生児氏名 横 濱 太 郎 続柄 子 出生年月日 2024. 4 . 1	請求者と新生児氏名が記載されたもので、下記のいずれかを添付 ・住民票 ※住民票記載事項証明(書)可 ・医師の出生証明 ・母子健康手帳の出生届出済証明	① 請求者名 ② 新生児氏名 ③ 出生年月日 が、記載されているもの	
就学祝金	フリガナ ヨコハマ タロウ 入学児童生徒氏名 横 濱 太 郎 続柄 子 入学年月 2024. 4 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校入学 <input type="checkbox"/> 中学校入学 該当する方に☑を入れてください。		・フリガナを必ずご記入ください。 ・「名」でも受付ます。	
療養見舞金	病名 ○ ○ ○ ○ (自) 2024. 2 . 1 療養期間 (至) 2024. 3 . 29	下記の2点を添付 (1)医師の診断書 (2)療養期間中の出勤簿等の写し	※番号	
義務教育修了祝金	フリガナ ヨコハマ タロウ 義務教育修了生徒氏名 横 濱 太 郎 続柄 子 卒業年月 2024. 3	※中学校卒業のみ	※受付	
振込先	S+数字5桁の会員の方、振込が退職後になる場合はご記入下さい。 銀行 支店 (普通預金)		口座番号 給与加算が可能な方が、給与口座と異なる振込先を記入された場合でも給与口座に支給されます。	

- ① 提出日 ⇒ 元号での記入も可
- ② 所 属 ⇒ 所属の学校名
- ③ 会 員 番 号 ⇒ 教職員の方:7桁の職員番号・教職員以外の方:S+数字5桁
- ④ 氏 名 ⇒ 自署をお願いします。※データで入力、ゴム印使用の場合は印鑑をお願いします。
- ⑤ 該当する事項 ⇒ 氏名、フリガナ、続柄など 該当する事項をご記入ください。
- ⑥ 振 込 先 ⇒ S+数字5桁の会員の方、振込が退職後になる場合はご記入ください。
- ⑦ 所 属 の 確 認 ⇒ 署名(サイン)をお願いします。ゴム印はご遠慮ください。印鑑でも受理します。

※給付の請求期限は、事由の発生後2年間です。事由発生後、すみやかにご請求ください。

※添付書類は、写でも可。

記入例

第12号様式

特別給付金請求書

書かすい、つなげない、
記入して、ご遠慮ください。
ご確認ください。

⑤

提出日
(元号での
記入も可)

① 2024年4月1日

¥ 10,000.-

⑦

上記の金額を請求します。

横浜市立学校教職員互助会会長

フリガナを
必ずご記入
ください。

④

フリガナ
フリガナを必ずご記入ください。
自署をお願いします。

職名 教諭 氏名

入力される場合
は、押印も願
いします。

経 由	
校長	担当者
所 属	
② 横 浜 小 学 校	
会 員 番 号	
③ 1 2 3 4 5 6 7	

ゴム印は
ご遠慮く
ださい。

・教職員の方：
7桁の職員番号

・教職員以外の方：
S+数字5桁

⑤

種 別	記 載 事 項	療 養 の 期 間	添 付 書 類
校務災害 給付金	<p>災害内容</p> <p>教室で高所に掲示物を貼っているときに、台にしていた椅子から転倒し、膝を強く打った。 湿布をし、病院で受診したところ、右膝半月板亀裂骨折が判明した。</p> <p>発生日 2024年 2月 1日</p>	<p>自 2024年2月1日</p> <p>至 2024年3月15日</p>	<p>病院の領収書の写し (診断書の写し可)</p>

病名ではなく、
負傷するに至った
経緯を具体的に
記入してください。

※ 添付書類は写でも可。
※ 教職員の会員については、給与に加算して支給します。
※ 休職等で給与支給がない場合は、給与支給口座に互助会から振り込みます。
※ 教職員以外の方及び退職された方は口座をお書きください。

⑥

振込先	S+数字5桁の会員の方、 振込が退職後になる場合はご記入下さい。	口座番号							
	銀行	支店	(普通預金)						

給与加算が可能な方
が、給与口座と異なる
振込先を記入された
場合でも給与口座
に支給されます。

- ① 提出日 ⇒ 元号での記入も可
- ② 所 属 ⇒ 所属の学校名
- ③ 会 員 番 号 ⇒ 教職員の方:7桁の職員番号・教職員以外の方:S+数字5桁
- ④ 氏 名 ⇒ 自署をお願いします。 ※データで入力、ゴム印使用の場合は印鑑もお願いします。
- ⑤ 該当する事項 ⇒ 該当する事項をご記入ください。
- ⑥ 振 込 先 ⇒ S+数字5桁の会員の方、振込が退職後になる場合はご記入ください。
- ⑦ 所 属 の 確 認 ⇒ 署名(サイン)をお願いします。ゴム印はご遠慮ください。印鑑でも受理します。

※給付の請求期限は、事由の発生後2年間です。事由発生後、すみやかにご請求ください。
※添付書類は、写でも可。

記入例

第13号様式(14条)

葬祭等補助金請求書<死亡>			
提出日 (元号での記入も可)	① 2024年4月1日	経由	
	¥ 300,000.-	校長	担当者
フリガナを必ずご記入ください。	横浜市立学校教職員互助会会長	所 属	
	フリガナ 請求者氏名	② 横浜小 学校	会員 番号
入力される場合は、押印もお願いします。	フリガナを必ずご記入ください。 自署をお願いします。	③ 1 2 3 4 5 6 7	
	種 別	記 載 事 項	添 付 書 類
葬祭等補助金	ヨコハマ タロウ フリガナ 死亡した者の氏名 横浜 太郎	<死亡の場合> (1)死亡診断書、死体火葬葬許可証等の死亡の事実が確認できる書類	※審査
	死亡年月日 2024. 3 . 10	(2)申請者が同居同一生計者の場合は住民票 (3)(2)以外の場合は死亡者との関係がわかる戸籍謄本等	※受付

- ※ 添付書類は写でも可。
- ※ 請求者ご本人様が、黒色のボールペン（消せるボールペンは不可）でご記入ください。
- ※ 請求者は、受取人全員とのご協議により代表者として選任された方をご記入ください。
- ※ 振込先は、請求者本人名義の口座を指定してください。

振込先	口座番号																		
	銀行	支店 (普通預金)																	
口座名義人(カナ)	姓と名の間は1マス空けて左詰めでご記入ください。濁点も1マスお使い下さい。																		

- ① 提出日 ⇒ 元号での記入も可
- ② 所 属 ⇒ 所属の学校名
- ③ 会 員 番 号 ⇒ 教職員の方：7桁の職員番号・教職員以外の方：S+数字5桁
- ④ 氏 名 ⇒ 請求者の自署をお願いします。※データで入力、ゴム印使用の場合は印鑑もお願いします。
- ⑤ 所 属 の 確 認 ⇒ 署名(サイン)をお願いします。ゴム印はご遠慮ください。印鑑でも受理します。

※給付の請求期限は、事由の発生後2年間です。事由発生後、すみやかにご請求ください。

※添付書類は、写でも可。

記入例

第13号の2様式(14条)

葬祭等補助金請求書〈高度障害〉			
提出日 (元号での 記入も可)	① 2024年4月1日	経由 校長 担当者	
	¥ 300,000.-	⑥	
フリガナを 必ずご記入 ください。	上記の金額を請求します。	所 属 ② 横浜小 学校	
	横浜市立学校教職員互助会会長 フリガナ 請求者氏名	④ フリガナを必ずご記入ください。 自署をお願いします。	
		会員番号 ③ 1234567	
入力される 場合は、押 印もお願い します。	種 別	記 載 事 項	添 付 書 類
	葬祭等 補助金	フリガナ 高度障害に なった者の氏名 ヨコハマ タロウ 横浜 太郎	〈高度障害の場合〉 互助会が定める高度障害状態に該 当することがわかる医師の診断書
			※審査 ※受付

- ※ 添付書類は写でも可。
- ※ 請求者ご本人様が、黒色のボールペン（消せるボールペンは不可）でご記入ください。
- ※ 教職員の会員については、給与に加算して支給します。
- ※ 休職等で給与支給がない場合は、給与支給口座に互助会から振り込みます。
- ※ 振込先をご記入いただく場合は、請求者本人名義の口座を指定してください。

⑤ 振込先	S+数字5桁の会員の方、 振込が退職後になる場合はご記入下さい。		口座番号
	銀行	支店 (普通預金)	
口座 名義人 (カナ)	姓と名の間は1マス空けて左詰めでご記入ください。濁点も1マスお使い下さい。		

- ① 提出日 ⇒ 元号での記入も可
- ② 所 属 ⇒ 所属の学校名
- ③ 会員番号 ⇒ 教職員の方:7桁の職員番号・教職員以外の方:S+数字5桁
- ④ 氏 名 ⇒ 自署をお願いします。 ※データで入力、ゴム印使用の場合は印鑑もお願いします。
- ⑤ 振込先 ⇒ S+数字5桁の会員の方、振込が退職後になる場合はご記入ください。
- ⑥ 所属の確認 ⇒ 署名(サイン)をお願いします。ゴム印はご遠慮ください。印鑑でも受理します。

※給付の請求期限は、事由の発生後2年間です。事由発生後、すみやかにご請求ください。
※添付書類は、写でも可。

5 生命保険等

●団体扱い生命保険

個人で加入の月払い生命保険を、団体扱いにすることができます。

保険料は、団体保険料率の適用により割安となります。

次の契約保険会社で取り扱っていますので、割引率や割引の対象にならない商品等詳細については、各保険会社に問い合わせてください。

1 契約保険会社

契 約 会 社 名		電 話
日本生命保険相互会社	コールセンター	0120-201-021
第一生命保険株式会社	コンタクトセンター	0120-157-157
明治安田生命保険相互会社	コミュニケーションセンター	0120-662-332
大樹生命保険株式会社	お客さまサービスセンター	0120-318-766
住友生命保険相互会社	コールセンター	0120-307-506
株式会社かんぼ生命保険	法人営業開発部	0120-160-173
富国生命保険相互会社	お客さまセンター	0120-259-817

2 利用手続

団体扱いにしたい場合は、保険会社に連絡して団体扱い加入申込書を取り寄せ、保険会社に書類を提出してください。なお、かんぼ生命保険の団体扱いの手続きについては、互助会にご連絡ください。団体扱い加入確認書を送付し、手続き方法をご案内します。保険料は毎月の給与から控除されます。

3 注意事項

- (1) 休職・休業中や、その他の理由で、保険料が給与控除できない場合は、控除不能月から個人扱いとなります。個人扱いの場合の支払い方法等については、保険会社に問い合わせてください。復職後、保険会社に手続きをしていただくことにより団体扱いを再開することが可能です。
- (2) 年末調整（生命保険料控除）については、「教職員庶務事務システム」で行っていただきます。その際、互助会で保険料を控除している保険の控除証明書は添付不要です。（保険会社から生命保険料控除証明書（はがき）は送付されません。）
- (3) 年度途中で互助会を退会する場合は互助会に、住所や氏名を変更した場合は保険会社にご連絡ください。

●生活年金共済

互助会の会員又は配偶者に万一の不幸（死亡・高度障害・障害年金1級）があった場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金又は年金として、障害年金1級、2級の場合に障害初期給付金を、ご遺族または本人が確実に受け取ることを目的とした会員相互扶助の制度です。

契約保険会社

契約会社名	電話
明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部	045-253-3431

1 加入対象区分

横浜市立学校教職員互助会会員すべての方（80歳まで）とその配偶者の方（70歳まで）が加入できます。ただし、任期付職員及び臨時的任用職員の方は対象外です。

2 申込手続

9月に配付する互助会ニュースでお知らせします。

9月中旬から10月中旬に加入・内容の変更・脱退の申し込みを受け付けますので、申込書を互助会に提出してください。**この期間に手続を行わないと、翌年度まで加入・脱退等はできません**のでご注意ください。

3 その他

- (1) 保険期間途中の加入・脱退・増減額はできません。
- (2) 保険料は、年齢・性別にかかわらず一律で、毎年加入者数により算出します。第40回（保険期間：令和6年2月1日～令和7年1月31日）の正規月額保険料は、【死亡・高度障害保険金100万円】は557円、【死亡・高度障害保険金300万円】は1,671円です。障害保険金・障害初期給付金の対象外となる場合は、【死亡・高度障害保険金100万円】は510円、【死亡・高度障害保険金300万円】は1,530円です。
- (3) 保険料は、毎月の給与から控除します。給与控除不能の場合は、互助会が送付する振込依頼書等で互助会指定の口座にお支払いください。2か月続けて未納の場合は失効（保険料未納月から脱退扱い）となります。
- (4) 第39回の配当金の実績は、**約8.029%**還付でした。生活年金共済は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として支払われますが、配当率は支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来支払われる配当金額は現時点では確定していません。
- (5) 第40回の配当金は、令和7年3月の給与に加算して支給します。保険期間の途中で脱退となったときは、配当金の還付はありません。
- (6) 次の場合は、互助会にご連絡ください。
 - ア 保険金・給付金の支払事由が発生した場合（被保険者の死亡又は高度障害又は障害年金1級・2級のとき）
 - イ 保険金受取人を変更するとき
 - ウ 改姓したとき
 - エ 年度途中で互助会を退会するとき
- (7) 年末調整（生命保険料控除）は、「教職員庶務事務システム」で行っていただきますので、生命保険料控除証明書の添付は不要です。（保険会社から生命保険料控除証明書（はがき）は送付されません。）
- (8) ※定年等で退職される方で、再任用教職員として互助会会員を継続される場合、生活年金共済の継続加入が可能です。（手続は不要で、自動的に継続加入となります。）再任用教職員を予定されない方については、従来どおり更新後は3月までの加入となります。（手続は不要で自動的に脱退となります。）

●リレー定期保険（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付無配当定期保険（Ⅱ型）） —退職後制度—

生活年金共済に退職日直前まで2年以上継続して加入している退職予定の会員及び配偶者の方が、無告知・無診査で加入することができる退職後の生命保険です。

退職後保険年齢80歳まで死亡、高度障害の保障が得られ、リビング・ニーズ特約により余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）が変更となる可能性があります。

1 契約保険会社

契 約 会 社 名	電 話
明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部	045-253-3431 受付時間 9:00~17:00 (除土日・祝日)

2 申込手続

定年退職予定の方には、9月中旬に、生活年金共済の案内と一緒に案内文を送付します。手続きを希望される方は加入者と保険会社の直接契約になりますので、保険会社にお問い合わせください。

定年退職以外の方で申し込みをご希望の方は、退職予定日の3か月前までに互助会にお申し出ください。パンフレットと意思確認用紙（申込予約票）を送付します。

- (1) 制度内容等詳細については、9月中にお配りする互助会ニュース及びパンフレットをご覧ください。
- (2) 年齢は保険年齢です。
- (3) 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- (4) 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（リレー定期保険を脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）
- (5) 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- (6) 障害保険金が支払われた場合は、この保険は脱退となります。
- (7) 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- (8) 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。

最新情報は 互助会ホームページで check!



目的別の
ページから
探す

新着情報を
内容別に
表示

補助券が
使える施設
の検索

www.hamagojo.com
スマートフォン対応

給付金
請求書など
の書式
ダウンロード